

第十六部

(五九七)

第一回 参議院財政及び金融委員會會議録第四十五号

付託事件

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○物價引下運動促進に関する陳情(第九号)

○製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)

○織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)

○少額貯金及び各種國庫預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)

○インフレ防止に関する陳情(第七十一号)

○電氣復活反対に関する請願(第四十三号)

○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○低物價政策上官営事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十号)

○連合軍兵舎並びに宿舎建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一号)

○賠償税の新設に関する請願(第四百十八号)

○中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願(第四百三十八号)

○企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百四十号)

○中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情(第二百三十三号)

○會計検査人法制定に関する請願(第二百一十二号)

○非難災者特別税に関する陳情(第三百三十一号)

○政令第七十四号中憲法違反の條項に関する請願(第二百五十七号)

○自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)

○戦死者遺族を非難災者特別税課税外とする事に関する陳情(第三百八十一号)

○庶民銀行設立促進に関する陳情(第三百九十一号)

○通貨発行審議金法案(内閣提出)

○經濟力集中排除法案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税免稅点の引上げ等に関する請願(第三百二十八号)

○今次日笠嶺山区の水害復旧特別融資等に関する陳情(第四百一十二号)

○金屬鉱山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに関する陳情(第四百一十五号)

○戦死者遺族を非難災者特別税の課税外とする事に関する陳情(第四百一十八号)

○企業整備に関する陳情(第四百十九号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百二十九号)

○旧軍用施設並びに敷地の無償交付に関する請願(第三百五十一号)

○生業資金貸付に関する請願(第三百六十二号)

○庶民金融機構の確立に関する請願(第三百七十二号)

○木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願(第三百八十号)

○天日製塩実施に関する陳情(第四百六十二号)

○經濟力集中排除法案に関する陳情(第四百八十一号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百九十二号)

○企業再建整備法の改正に関する陳情(第五百六十六号)

○物品税免稅点の引上げ等に関する陳情(第五百十三号)

○企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○物納せる耕地の公租公課に関する請願(第四百六十八号)

○昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣提出)

○印紙等模造取締法案(内閣提出)

○持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○接收家屋の地租家屋税等に関する請願(第五百八号)

○經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに関する請願(第五百三十六号)

○政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(内閣提出)

○財政法第三條の規定の特例に関する法律案(内閣提出)

○竹材加工業に関する陳情(第五百八十五号)

○北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手当の支給に関する法律案(内閣提出)

○財閥同族支配力排除法案(内閣提出)

○食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○開税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○食糧の輸入税に免除する法律案(内閣提出)

○慈善事業團體のため臨時資金調整法及び相続税法等を改正することに關する請願(第五百四十一号)

○戦死者遺族を非難災者特別税課税外とする事に関する陳情(第五百九十四号)

○新炭需給特別會計の廢止に関する陳情(第五百九十七号)

○北海道留萌支庁管内の旧御料林拂下げに関する陳情(第六百二二号)

○食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年年度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般會計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

○塩業対策の確立に関する請願(第六百二十六号)

○接收建物に対する非難災家屋税に関する陳情(第六百一十一号)

○旧軍用施設拂下げ價格に関する陳情(第六百一十五号)

昭和二十二年十二月二日(火曜日)午後一時四十八分開會

本日會議に付した事件

○開税法の一部を改正する法律案

○食糧の輸入税を免除する法律案

○酒類配給公團法案

○委員長(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。本日は先づ開税法の一部を改正する法律案並びに食糧の輸入税を免除する法律案、この二案を議題といたしまして、政府の提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(前尾繁三郎君) 甚だ恐縮でございますが、私から提案の理由を御説明申し上げます。

只今議題となりました開税法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明をいたします。先ず第一に開税法施行規則中法律を以て規定すべき事項の關係であります。開税法施行規則中、外國貨物の假陸揚及び沿海通航船が外國に海難その他止むを得ない事故のため寄港した場合の税關への申告並びに税關で定められた場所以外で貨物の税關検査を受けようとする場合の特許申請等に関する規定は、昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律によりまして、本年十二月三十一日までは法律と同等の効力があるものであります。それ以後は効力を失ふこととなるのであります。併し右の規定は引續きその効力を存続する必要があるとしますので、これを法律として開税法中に規定せんとするのであります。

次に開港及び開港港域の關係であります。現在の開港は、開税法制定當時の開港の外、同法第九十九條に基

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

き

明治三十二年勅令第三百四十二号の開港指定に関する勅令によつて指定せられてゐるのでありますが、新憲法の施行に伴ひまして、港域と共に法律に規定するを適当と認められますので、ここに開港法第九十九條の規定を改正し現在の開港四十二港を別表として規定せんとするものであります。この改正法律が施行せられまると、右の明治三十二年勅令第三百四十二号は不要となりますので、同法の施行と同時に、これを廃止する考えであります。以上を以ちまして、開港法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を終ります。

次に食糧の輸入税を免除する法律案の提案理由について御説明いたします。從來米麦、雜穀、澱粉その他糧類等の主要食糧の輸入につきましては、食糧管理法に基き昭和二十一年勅令第三百五十四号及び同年勅令第四百四十五号によつて、期間を指定し、これが輸入税を免除して参つておりますが、本年十二月末日を以てその期間が満了するのであります。併しながら我が國現下の食糧事情に鑑みまします時は、右の食糧中、罐詰類の容器による制限は、この際これを撤廃いたしますと共に、新たに数品目の食糧を追加して、以つて更に明年一年間それら主要食糧等の輸入税を免除するの必要があるものであります。又同時にこれが免税に關しては食糧管理法に定むる主要食糧の範圍を超えておりますので、同法によらず別個の法律によつて規定するのを適当と考えられますので、本法の別表にこの品目を指定し、これが輸入税を免除せんとするものであります。以上を以ちまして食糧の輸入税を免除

する法律案の提案理由の説明を終ります。何とぞ速かに御審議の上御賛成あらんことを希望いたします次第であります。

○委員(黒田美雄) 只今政府委員から提案理由の説明がございましたが、尙この審議を進めたいと思ひます。御質問のおありの方は御質問をお願いします。同案どちらでもよろしうございますから、御質問を願ひたいと思ひます。

○中西功 食糧の輸入税ですが、これは一年間にしたというのはどういうことでありますか。

○政府委員(前尾繁三郎) 原則として我々は開港を廃止するという考え方はございせん。従ひまして昨年食糧管理法によりまして、やはり当分の中という意味合で一年間ということであつたのであります。今回も当分の中という考え方でありますが、当分の中という意味ははつきりいたしませんので、一應一年間に区切りました。又その時の情勢に従つて御審議を願つて延長するといふようにいたす積りであります。

○西川五郎 此の表の中で相当量の品がありますが、これは輸入せられる御希望があるのであります。これはい

○政府委員(前尾繁三郎) これはい

わゆる只今放出物資になつておりますものを全部入れておりますので、或いは代替品なり、そういうような意味合で出されておりますものでありますから、全部一應免税という事にいたしましたおるわけでありませう。

○委員(黒田美雄) 菓子などはどうなるか。

○政府委員(前尾繁三郎) やはり菓

子も代替品でやつております。或いは子供のために配給するというようなことで、まあ聯合軍の好意によつて配給されておるというわけのものでありますから……。

○九鬼敏十郎 今の聯合軍の放出物資なんかも税金がかつておりますか。

○政府委員(前尾繁三郎) これは食糧管理法の勅令でこれと同様な免税をして來たわけでありませう。従つて從來かかつておりませう。それを今度は勅令ではいかにということになりまして、法律に直すだけでございます。

○委員(黒田美雄) 開港法の一部の改正ですが、ここに開港並びに港域の別表を定められておりますが、この外に軍港の横須賀とか、軍港を開港にすることが別の法律で出ておるようでありませうが、あれとの関係はどうなつておりますか。

○政府委員(前尾繁三郎) こちらは御審議を願つておりますのは、從來の開港を今度は法律の別表としてやらなければいかんという結論でこちらに出しておりますが、それ以外に追加で別表に改正をいたしております。名前を申し上げますと、横須賀、和歌山下津、田辺、吳、廣島、坂出、新居浜、小松島、岩國、徳山下松、佐世保、舞鶴、酒田、稚内を別表の改正といたしまして國土委員会の方にかつております。こちらには聯合委員会にかかるのかと思つておつたのでありますが、國土委員会的一本に運営委員会が向うにかけるようにというわけで、向うにかつております。

○委員(黒田美雄) ちよつと速記を止めて……。

〔速記中止〕

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

○委員(黒田美雄) 速記を始め

ございませんか……。

それでは、酒類配給公團法案につぎまして小委員長から小委員会の経過並びに結果について御報告があるそうでございます。それをお願いいたしますと存じます。

○渡邊武雄 先程配給公團法案の小委員会が八月の末に設けられまして、爾來十度十回に亘つて小委員会を開催いたしました。その間商業委員会や農林委員会と聯絡の打合せを持つたこともございませうが、慎重審議をいたしまして、十一月二十五日の小委員会において一應の結論に到達いたしましたのであります。到達いたしました結論を御報告する前に、なぜこのように永く小委員会がかつたかという事情について申し上げて見たいと思ひます。一つはこういう問題があつたからであります。政府側におきまして石炭公團といつたようなもの、その他多数の公團法案を提出する意向があるやに傳へられておりましたところが、九月の末頃になりました。あまり多くの公團法案は今後出さない。そうしてできるだけクーパー制度によつてやうて行くという方法を考へるというやうな意向になつたという事情が一つありました。それで酒類についてもフリー・クーパーの制度でやることのできるのじやないかというやうな意見が、委員の側の間に高まつて來た事情があつたのであります。それからもう一つ独占禁止法の適用除外に関する法律案が十月に國會に提出されましたに關聯して、從來の酒類の配給機構というものは臨時物資需給調整法に基いてできておるものであり、而もその臨時物資需給調整法に基く機構は、今申上げた独占禁

「上」を以てして食糧の輸入を免除  
○委員(黒田重雄) 他に御質問と  
難法に基く機関は、今申上げた御意見

止法の適用除外を受けるものであると

趣旨もそこにあるので、修正案を発見

わけであります。

定を設けようということになつたので

第二十三條が経済安定本部総裁、これ

いうことになるといふことの法案であ

するといふところにあつたのであるか

うに修正しようといふのであります。

ありまして、これは八ヶ條ばかりあり

も政府原案では安本長官となつており

ば、従来の酒類配給機構といふものが

つと確定いたしました。十一月二十二

「酒類配給公社の役員及び職員は、

を置く。酒類配給運営委員会は、中央

が配給手続を定めるときは、予め

が存続し得るものじやないかといふよ

会において一應の結論を見出したわけ

の役員にしたいといふ趣旨のもの

運営委員会は酒類配給公社の主たる

中央酒類配給運営委員会に、はか

うな意見が出て参りました。こういう

ますと、第一には酒類配給公社とい

でありますが、現在の機関に従事して

事務所の所在地にこれを置き、主務

は第〇條の規定により役員を解任

いる審議すべき点が派山出て参りまし

名称を公社として、酒類配給公社とい

る職員の中には、政府職員、或いは

地方酒類配給運営委員会は財務局

に属する。

て貰つたりしまして、政府の方針は一

三條に酒類配給公社の役員及び職員た

ではなからうといふ感じが、能率的

者並びに酒類配給公社の役員及び従

議に加わらないものとする。

りいたしました関係上、審議が非常に

る会社の株式を所有してはならないと

ておるという理由から「法令により公

中央酒類配給運営委員会にあつては

は、速かに適當な措置を講じなけ

針を聴きまして、小委員の側の方で

ル会社の従業員などになりますと、ご

務に從事する職員」といふふうに修

中央酒類配給運営委員会に、はか

必要事項は、命令でこれを定め

る。

これだけが酒類配給公團法案第五章酒類配給運営委員会として挿入したいという修正文であります。

先程申し上げました経済安定本部事務長官が主務大臣の上に立つような感じを與える規定が政府原案にはありませんので、この「安定本部事務長官」とあるのを、全部「経済安定本部総裁」というように改めたいというのが、修正意見の一つの点であります。

それからもう一つが「公團」を「公社」に改める。その「公社」に改めるのは、先程申し上げましたように、第十四條の役員及び職員が官吏又は政府職員ではなくて、法令により公務に従事する職員ということにすることと關聯して、從來ある公團と性格が違ふから、それだから「公社」という名前にしたい。

もう一つの点は、役員の名称が、政府原案には「総裁」「副総裁」というような言葉が使つてあるのを「理事長」「副理事長」というように改める、こういうふうな修正案を小委員会いたしましたしては確定したわけでありまして、そこで小委員会としては、この委員会案を財政金融本委員会に御報告する前に、一應關係方面の意向を質して置くことが適當であらうというところになりまして、去る十一月二十九日に關係方面と折衝をいたしたのであります。ちよつと速記を……。

○委員長(黒田英雄君) 速記を止めて下さい。

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて下さい。

○波多野君 以上のような事情でありますので、この修正案を今後どう取

扱うかにつきましては、委員会の方で決定をお願いしたい。小委員長の報告は以上で盡きるわけでありまして。

○委員長(黒田英雄君) 別に御質問ありませんければ……。

○中国功君 只今頂きました表を見ますと、私が要求した数字と大分違つておりますが、私は突に何回かこれについて要求しておるわけなんですけれども、なぜ私の要求しておる数字がここに出ていないかというところは、実に不思議なんです。私の要求した数字は、この四月以来各月別に大蔵省で行つておる官廳特配とか、そうしたものの配給先を知らせるという要求だつたわけでありまして、これは官廳特配だと思ひますが、三百三十一石が上半期分のも

のとしてここに掲げられております。私の聞いておるのとは、こういふふうな大雑把な数字ではないのであります。問題は各月に、例えば官廳特配として五十石あるとすれば、その五十石を一体どういふふうにとどこにやつたかといふことなんでしょう。政費關係と書いて二十石であります。政費關係と書いて二十石であります。公共團體、報道關係とはどこなんですか。ということ

を私は知りたいと思ひます。それで済みませんが、この昭和二十二年上半期分、いわゆる一般配給とは別の、いわゆる特配といふものの種類、それからその状態を政府委員に説明してもらいたいのであります。

○委員長(黒田英雄君) 政府委員が今おりませんけれども、課長が見えておりますから、説明員として聞くことに御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないし「異議なし」と呼ぶ者あり。

認めます。

○説明員(原純夫君) 御説明いたしました第一表は上半期の用途別の総体の計画表であります。実績も大体これに合ふやうにやつております。月別というお話でございますが、この計画表の発行につおきましては、月別にい

ましても、末端において、例えば農産物の供出報奨用の分が四月にいくらか出たかといふことは、統計をとつておりませんので、ちよつと分り兼ねる次第であります。この各項目は、第一に特別配給用といふものと、農産物の供出報奨用乃至石炭始め鉱工業の工場、鉱山といふ方面に報奨用として出る種類の酒であります。次に非常用その他に

あるやうな内訳を持つたもので、進駐軍部隊、自家用酒、用途指定酒、非常用といふことになつております。家庭用の三十九万三千石といふのは、大

体成年男子一人一月三合程度のものであります。仮りにそれを上半期は計画いたし、実行したわけでありまして、特殊用と申しますのは、冠婚葬祭の場合、これは二升を標準といたしまして特配するといふ分でありまして、業務用は、これが飲料停止前まで業務用として流しましたものの中、そこ

にありますが、進駐軍の慰安施設用として若干数字が入つております。それから総体の枠の中で特に中味を御説明申し上げておるのこの一と二であります。この一は、産業用の特配酒類の内訳、二は官廳集会用の分の中、本省で処理をいたしました分でありま

す。これを六分の一にして頂くという見当であるといふふうに御承知願つて結構であらうと思ひます。産業用の方につきましても、時間的に、例えば工場方面、鉱山方面のものであります。四

半期別に、その前の期末の在籍人員を見まして、その成年男子一人に幾らというところで割當をいたしますので、大体四半期分が一總に出るということでありまして、必ずしも一定をしておらん

というやうなことになるております。農業關係の分は、やはり供出がある時期に應じて出て参るといふことで、中央にいたしましては、総体の枠を割當

てまして、実行は地方の末端に参りますので、月別はこの分については、むづかしいことに相成るわけでありま

す。大体以上であります。

○中国功君 そうしますと、この官廳集会用特配といふのは、この表でいつたら非常用に入つておるわけですか。

○説明員(原純夫君) そうでございます。

○中国功君 それから税務署や、或いはその他のところにおいても、いろいろやつておるのも、非常用の中の一部のわけですね。

○説明員(原純夫君) そうでございます。

○中国功君 それは五万八千石あつて、進駐軍の方に少しと……製造者及び販賣業者並びにこれらの團體の自家用酒、及び用途指定酒と書いて、非常用の官廳特配といふことはここに書いてないわけですね。説明の摘要の中には……。

○説明員(原純夫君) 括弧の中に集会用といふのがございます。それであり

ます。

○中国功君 私の要求いたしましたのは、この集会用の……、これは大蔵省には税務署もあるのです。これは前から私

が要求するときに、はつきり言つておつたのであります。私の言つておるの

るのですか。それが問題だと思ひのです。

○政府委員(前尾三郎君) 單に興味の対象のみに利用されるという事は余り私共といたしまして……申しますのは、配給先きの人に……お話になれば、どの程度分けておる。どの程度配給しておるかということがお分りになるわけでありませう。まあ大蔵省で配給しておるものを余り民間に発表する……という事は、まあ我々としては積極的に……をすべきではないというふうに考へておる次第であります。

○中西功君 大蔵省の配給が本當に公正だだという自信があるなら、誰が聴いたつて、そういうようなものを発表を差控えるとか、発表し得ないというやうなことはあり得ないと思ひます。それに官廳のやつておることは、民間の人が知つていけないというやうな口振りは人を馬鹿にしておると思ひます。大蔵省のやつておることを民間の人に余り聴いて貰いたくないとか、或いは興味本位でやるのは困るという事であるが、若しその人が興味本位でなくて……兎も角一つの雑誌がこんな詳細な資料まで漁つておるという問題にしようというときには、決してそういうやうな興味本位でやる筈ではないわけでありませう。たゞ興味本位であつたとしても、一國民が大蔵省へどういふふうな酒を配給しておるかという事を聴きに行つた場合に、それを出さない。又そういうやうなことは当然出すべきではない……それは一体なんという事でありませうか。それはこの新憲法の民主的政治の下において許されることか。僕は主税局長のそういう

言葉は、人を喰つておると思ひのです。實際とにかく普通の我々の町の配給所でちゃんと配給があれば告示することになつてゐる。それを政府自身はそう言つて教へてゐる。告示しないといふことになつてゐる。それが大蔵省がやつておるものだけわざ／＼聴きに行つて、而も何遍も聴きに行つても言われない。そういうことはあり得ることなのか。僕はこの問題は特にそういうやうな当局の説明、そういう口ぶりに對しては僕はただで済まないと思ひます。とにかく僕が要求したやうに、明日各地区別に、特配にどうやつたか。その詳細な数字を僕は要求します。

○委員(黒田英雄君) それでは中西君、答弁は要らないでしよう。

○中西功君 だから明日必ず出して呉れ。どこへどれだけやつたかという詳細な数字を……とにかく細大漏らさず詳細に持つて來いということを僕は要求します。

○政府委員(前尾三郎君) 明日と申しましても集計なりなんなり必要がありませうから……

○中西功君 集計は要らない。帰つて聞けばよい。何日どれだけ……普通の帳面通り持つて來ればよい。集計する必要がない。

○政府委員(前尾三郎君) 尙大蔵省としても相談いたしまして……

○中西功君 相談する必要はないじゃないか。

○政府委員(前尾三郎君) それは公文書なり、何なり……、行政の内容でありますから……

○中西功君 配給所に行つたら見せることになつております。告示してある。

○政府委員(前尾三郎君) これは告示するとか、何とかいふ問題でないと思ひます。

○中西功君 いや、そういう性質のものです。

○田口政五郎君 中西君、あなたは誤解しておるよ。

○委員(黒田英雄君) 中西君、この程度で……、又後で話合つて下さいませう。

○中西功君 話合ひということではなく、明日でなければ、明後日でも結構です。とにかく詳細に持つて來て貰ひたい。

○委員(黒田英雄君) 他に審議するものがありますから……。今度の機会にして下さい。

○中西功君 ただ主税局長の言明さえ聴けばよい。簡単であります。

○委員(黒田英雄君) 主税局長はよく調査して見るということでしょう。

○中西功君 調査といつても、何の調査が要るでしょうか。

○政府委員(前尾三郎君) 調査でなく、内部的にいろいろ相談して……

○委員(黒田英雄君) その程度に今日はして下さい。速記を止めて……

〔速記中止〕

○委員(黒田英雄君) 速記を始め……。それでは本日はこの程度で散会いたします。明日十時から委員会を開きますから、さよう御承知をお願いいたします。これで散会いたします。

午後二時五十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君

理事 渡多野 鼎君

伊藤 保平君

委員 木村八郎君

下條 恭兵君

玉屋 喜章君

西川基五郎君

尾形六郎兵衛君

田口政五郎君

深川タマエ君

星 一君

九鬼紋十郎君

小林米三郎君

西郷吉之助君

渡邊 基吉君

中西 功君

政府委員 大蔵事務官 前尾三郎君

説明員 大蔵事務官 伊藤 八郎君

大蔵事務官 大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長第二課長)

十二月一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年に於いて負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てたるため一般会計からの繰入金に充てたるための法律案(予第百十四号)

食糧管理特別会計に繰入金をする事ができる。

附則 この法律は、農業災害補償法施行の日から、これを施行する。

十二月一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、塩業対策の確立に関する請願(第六百二十六号)

一、接収建物に対する非戦災家屋税に関する陳情(第六百十一号)

一、旧軍用施設拂下げ價格に関する陳情(第六百十五号)

(請第六百二十六号) 昭和二十二年十一月二十二日受理

塩業対策の確立に関する請願 請願者 富山縣射水郡津井村土

紹介議員 小川久義君外一名

電気製塩業に対する政府の無定見は、單に製塩業のみならず一般に影響するところ大であるから、速かに本業に對する根本策を確立されたいとの請願。

(陳第六百十一号) 昭和二十二年十一月十七日受理

接収建物に対する非戦災家屋税に関する陳情

大阪市東区北浜五丁目二十二番地 竹下隆雄

進駐軍に住宅を接収せられた者は、他に貸室等を求めなければならぬというのたため高額の賃借料を負担してゐる。一方接収建物の賃料は極めて安く一般賃料収入の三分の一程度に過ぎない。かかる事情のため非戦災特

別税の負担に堪えない苦境にあることを考慮されて住宅を接収された者に対し同税を全免されたいとの陳情。

(陳第六百十五号) 昭和二十二年十一月十九日受理

旧軍用施設拂下げ價格に関する陳情

香川縣知事 増原惠吉

大藏省において國庫收入増徴の一策として旧軍用施設を含む雜種財産の賣渡を急ぎ、其の大半は地方公共團體に對して行はれたものにも関はず到底支拂不可能なる程の格であるので拂下げ施設活用の援護、教育、復興等に重大な支障を來たすから無償乃至は適正なる價格を考慮せられたいとの陳情。

昭和二十三年五月四日印刷

昭和二十三年五月五日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局